

令和 4 年度に向けた

今から
準備

「省エネ補助金活用のポイントと 最新情報について」

日時：令和 3 年 12 月 16 日
主催：大分県



EARTH TONE
Consulting



目次

- 令和3年度補正予算案
- 令和4年度概算要求
- 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金
- 省エネルギー計算について
- 補助金活用のための準備



補助金とはどのようなものか？

- ・国や地方自治体が環境エネルギー設備を導入する企業や個人にその経費の一定割合を補助するというものです。
- ・補助金の財源は税金であり、補助金の交付には厳格な書類審査と検査があります。
- ・虚偽記載などにより補助金を不正に受領した場合は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により**刑事罰等を科す規定**があります。



EARTH TONE
Consulting

令和 3 年度補正予算案 経済産業省分 【抜粋】

経済産業省の令和 3 年度補正予算のうち、主要なものをご案内します。



省エネルギー投資促進支援事業費補助金

省エネルギー投資促進支援事業費補助金 令和3年度補正予算案額 100.0億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的・概要

- 世界的に石油、LNG、石炭等のエネルギー価格が高騰しており、エネルギー消費機器の高効率化による燃料・電力の消費抑制を図ることが重要です。
- 本事業では、上記を踏まえた緊急的な支援として産業・業務部門における性能の優れた省エネ設備への更新に係る費用の一部を補助することで、需要側における燃料・電力の消費抑制に資する取組を促しエネルギーコストの節減を目指します。

成果目標

- 性能の優れた省エネ機器への更新支援により、エネルギー믹스における産業・業務部門の省エネ対策中（2,700万kWh程度）、省エネ設備投資を中心とする対策（2,177万kWh）の達成に寄与します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

省エネ設備への更新等を支援

対象設備（例）

- 省エネルギー性能の高い生産設備やユーティリティ設備等



【空調】



【業務用冷蔵庫】



【射出成形機】

更新

工場・事業場等

エネルギー消費効率の向上

エネルギーコスト減



需要家主導による太陽光発電導入促進補助金

需要家主導による太陽光発電導入促進補助金 令和3年度補正予算案額 135.0億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

事業の内容

事業目的・概要

- 2030年の長期エネルギー需給見通しや野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向けては、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠です。また、需要家である企業等もSDGs等の観点から、いわゆるRE100をはじめとした事業活動に再エネの活用を求められる状況にあります。
- こうした中で、特に、需要家が活用しやすく導入が比較的容易な太陽光発電の利用拡大が期待されます。しかし、需要家による太陽光発電の活用は道半ばであり、現時点では必ずしも自立的な導入拡大が可能な状況には至っていません。
- こうした状況を踏まえ、例えば、発電された電気を長期的に利用する契約を締結することなどにより、需要家が主体的に発電事業者と連携して行う太陽光発電設備の導入を支援し、こうしたモデルの確立・拡大を促します。

成果目標

- 2030年の長期エネルギー需給見通しの実現に寄与する。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

非FIT/FIP・非自己託送による需要家主導型の導入促進

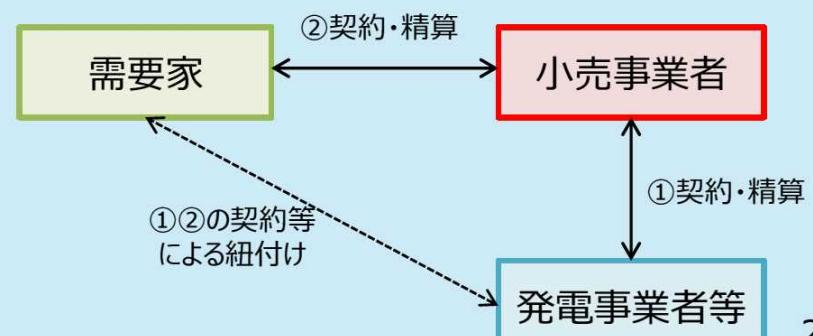
- 再生可能エネルギーの利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度及び自己託送によることなく、再生可能エネルギーを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備の導入を支援します。

【主な事業要件例】

- ・一定規模（2 MW）以上の新規設置案件※であること
※同一の者が主体となった案件であれば、複数地点での案件の合計も可
（1 地点当たりの設備規模等についても要件化を検討）
※需要地外（オフサイト）に設置され託送されるものであること
- ・FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと
- ・需要家単独又は需要家と発電事業者と連携※した電源投資であること
※一定期間（8年）以上の受電契約等の要件を設定。
- ・制度と同様に、将来的な廃棄費用の確保の方法、周辺地域への配慮等、FIT/FIP制度同等以上の取組を行うこと

等

【対象事業スキームイメージ】



27

災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金



EARTH TONE
Consulting

資源エネルギー庁 資源・燃料部
石油流通課

災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

令和3年度補正予算案額 32.4億円

事業の内容

事業目的・概要

- 災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサービスステーション（SS）などの供給側の強靭化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時における施設機能の継続を確実にする有効な方策です。
- このため、避難所や多数の避難者・避難困難者が発生する施設等の社会的重要インフラへの燃料備蓄を推進すべく、LPガスタンクや石油タンク等の設置を支援します。

成果目標

- 多数の避難者が発生する避難所等への導入を促進するため、社会的重要インフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

分散型エネルギーであるLPガス・石油製品を利用した、LPガスタンク、石油タンク、自家発電設備等の設置を支援します。

需要家側への燃料備蓄の推進



災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金



EARTH TONE
Consulting

災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

令和3年度補正予算案額 **29.0億円**

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
ガス市場整備室

事業の内容

事業目的・概要

- 近年、地震や集中豪雨、台風などの大規模災害の発生頻度が高くなっています。停電により社会経済活動や市民の生活環境に甚大な影響が及ぶ事態が生じています。このため、災害発生時でも、強靭性の高い中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受ける施設に、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備を普及させることが重要です。
- また、天然ガスは化石燃料の中で燃焼時の単位あたりのCO₂排出量が最も少ないなど、優れた環境特性を持っており、環境対策の観点からも天然ガス利用設備の普及促進も着実に進めていくことが重要です。
- 本事業では、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入等を行う事業者に対し補助することで、災害時の強靭性の向上及び平時からの環境対策を図ります。

成果目標

- 避難所等の災害対応能力の強化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

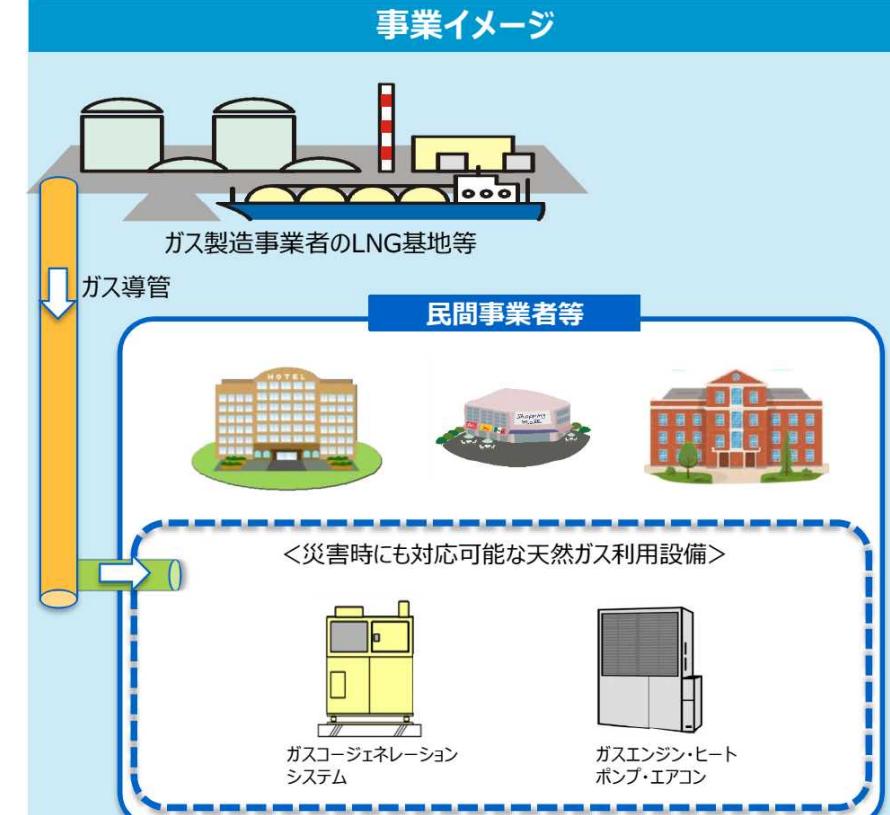
民間企業等

民間企業等

補助
(定額)

補助

- ・大都市・地震エリアの中圧ガス導管供給施設 1/2
・上記以外の中圧・低圧ガス導管供給施設 1/3



補助対象

中圧ガス導管又は低圧ガス導管でガス供給を受けている、避難所・防災上中核となる施設等に、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入等を行う民間事業者等。



中小企業事業再構築促進事業

中小企業等事業再構築促進事業 令和3年度補正予算案額 6,123億円

中小企業庁 技術・経営革新課

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、中小企業等が、新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は、依然として高い状況にあります。
- こうしたことから、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、必要に応じて見直しや拡充を行なながら、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図ってきたところです。
- 本事業について、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への重点的支援を継続しつつ、売上高減少要件の緩和などを行い、使い勝手を向上させます。
- 特に、ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設することで、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援していきます。

成果目標

- 事業終了後3~5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

主な補助対象要件

- 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること（グリーン成長枠を除く）
- 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること（補助額3,000万円超は金融機関も必須） 等

補助金額・補助率

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、1,500万円 (※2)	中小3/4、中堅2/3
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)		
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円 (※2)	中小2/3、中堅1/2 (※3)
大規模賃金引上げ枠 (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援)		
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行なながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	1億円	中小1億円、中堅1.5億円
		中小1/2、中堅1/3

(※1) 補助下限額は100万円 (※2) 従業員規模により異なる
(※3) 6,000万円超は1/2（中小のみ）、4,000万円超は1/3（中堅のみ）

補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）



EARTH TONE
Consulting

令和 3 年度補正予算案 環境省分 【抜粋】

経済産業省の令和 3 年度補正予算のうち、主要なものをご案内します。

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業



EARTH TONE
Consulting

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業



【令和3年度補正予算（案） 7,500百万円】



災害対応・感染症対策とともに、脱炭素化に資する設備の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①2050年CN実現、そのための2030年46%減（'13比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO₂改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ②建築物等において気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

（1）レジリエンス強化型ZEB実証事業

災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設（庁舎、公民館等の集会所、学校等）及び自然公園内の業務用施設（宿舎等）において、停電時にもエネルギー供給が可能であって換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

（2）大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業

不特定多数の人が集まる飲食店等の業務用施設に対して、換気設備をはじめとする高効率機器等の導入を支援することにより、新型コロナウイルス等の感染症の拡大リスクを低減するとともに、業務用施設からのCO₂排出量を削減する。

（3）平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO₂独立型施設支援事業

平時の省CO₂化と緊急時のエネルギー自立化が図られ、災害時には一時避難生活が可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照。）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体等
- 実施期間 令和3年度

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

4. 事業イメージ

（1）レジリエンス強化型ZEB実証事業

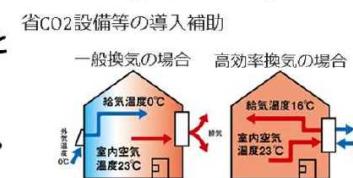
再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す



（2）大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業

飲食店等、不特定多数の方が集まるような施設に対し、密閉空間とならないよう換気能力が高く、同時に省CO₂化促進に資する高機能換気設備等の導入を支援する。

(補助イメージ)



電話：0570-028-341



(1) レジリエンス強化型ZEB実証事業

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業のうち、

(1) レジリエンス強化型ZEB実証事業



【令和3年度補正予算（案） 7,500百万円の内数】



激甚化する災害時において自立的にエネルギー供給可能な災害時活動拠点施設となるZEBを支援します。

1. 事業目的

- ①災害時にもエネルギー供給が可能となる先進的な脱炭素建築物（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ZEB）の実証を目指す。
- ②災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図る。

2. 事業内容

(1) レジリエンス強化型ZEB実証事業

災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設（庁舎、公民館等の集会所、学校等）及び自然公園内の業務用施設（宿舎等）において、停電時にもエネルギー供給が可能であって換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

○補助対象建築物：災害時に活動拠点となる公共性の高い業務用建築物であって、延べ面積10,000m²未満の新築民間建築物、延べ面積2,000m²未満の既存民間建築物、及び地方公共団体所有の建築物（面積上限なし）

○補助要件：水害等の災害時における電源確保等に配慮された設計であること、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等を導入すること、省エネ型の第一種換気設備を導入すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること等

○以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・新耐震基準以前の建物の建替えを行う事業
- ・被災等により建替え・改修を行う事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業（新築建築物：1/2、3/5、2/3、既存建築物 2/3）

■補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般

■実施期間 令和3年度

4. 事業イメージ

延べ面積	新築		既存建築物	
	地方公共団体所有	地方公共団体以外所有	地方公共団体所有	地方公共団体以外所有
10,000m ² 以上	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2		『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	
2,000m ² ～ 10,000m ² 未満		『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	
2,000m ² 未満		『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業のうち、 グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業



EARTH TONE
Consulting



グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業



【令和3年度補正予算（案） 3,000百万円】

中小企業等へのCO2削減量に応じた設備等導入補助で、コロナ禍からの経済再生と脱炭素化を同時実現します。

1. 事業目的

コロナ禍を乗り越えて脱炭素化に取り組む中小企業等に対し、CO2削減量に応じた省CO2型設備等の導入を加速することで、企業の新たな設備投資を下支えし、電化・燃料転換等も促進しながら、我が国の持続可能で脱炭素な方向の復興（グリーンリカバリー）を促進し、コロナ前のCO2排出量のリバウンド回避をした上で、力強くグリーンな経済社会への移行を実現する。

2. 事業内容

①中小企業等による省CO2型設備等の導入に対して、以下の(A)(B)のうちいずれか低い額の補助を行う（補助上限5,000万円）。

(A) 年間CO2削減量×法定耐用年数×5,000円/tCO2*（円）

* 中小企業、省CO2型換気を導入する企業、グリーン冷媒使用設備を導入する企業は、7,700円/tCO2

(B) 総事業費の1/2（円）

※CO2削減量は、環境省指定の診断機関のCO2削減余地事前診断に基づく導入設備等による2019年比でのエネルギー起源CO2削減量。中小企業には診断費用の補助を行う。

※補助対象は、環境省が指定する設備等であって、単年度で導入完了可能なものに限る。LEDは支援対象とはしないが、他の補助対象設備とセットで導入した場合は、CO2削減量として計上。

※代行申請を可とする。

※事前診断によるCO2削減量を達成できない場合は再エネ電気切替え、外部調達等を行う。

②本補助事業の運営に必要な、公正なCO2削減量の担保（各診断機関が実施したCO2削減余地の事前診断結果の検証）等の支援を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業

■委託・補助先 民間事業者・団体等

■実施期間 令和3年度

4. 事業イメージ

【事業の流れ】



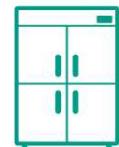
【主な補助対象設備】



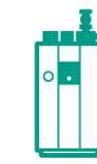
空調機



給湯器



冷凍冷蔵機器



ボイラ



省CO2型換気



EMS

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話： 0570-028-341

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業のうち、
(2) 大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備などの導入事業



EARTH TONE
Consulting

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業のうち、
(2) 大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業



【令和3年度補正予算（案） 7,500百万円の内数】



飲食店等への換気設備をはじめとする高効率機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

不特定多数の人が集まる飲食店等の業務用施設に対して、高機能換気設備をはじめとする高効率機器等の導入を支援することにより、新型コロナウイルス等の感染症の拡大リスクを低減するとともに、業務用施設からのCO2排出量を削減する。

2. 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、不特定多数の方が集まるような飲食店等では、業況が急激に悪化している。そこで、飲食店などの不特定多数の人が利用する施設等対象に、密閉空間とならないよう、換気能力が高く、同時に建築物の省CO2化促進にも資する高機能換気設備などの導入を支援する。

- 補助対象設備：高機能換気設備及び同時に導入する空調設備
- 補助要件：高機能熱交換型換気設備を導入すること。施設全体で設備導入前に比べCO2削減できること。
(事業実施後の実績報告が増CO2になった場合は、再エネ電気切替え、外部調達等)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体等
- 実施期間 令和3年度

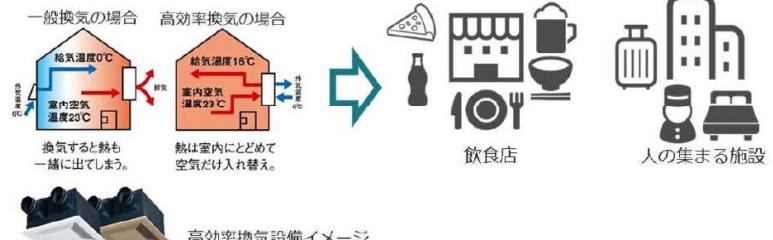
お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

4. 事業イメージ

業種及び補助対象施設の例

業種（例）	施設（例）
卸売業_小売業	総合スーパー、小売店、飲食料卸売店
不動産業_物品賃貸業	不動産賃貸を行う事務所
宿泊業_飲食サービス業	ホテル、旅館、酒場、食堂、レストラン
生活関連サービス業、娯楽業	フィットネスクラブ、結婚式場、理美容室、興行場
医療_福祉	病院、老人ホーム、福祉ホーム、保育所、鍼灸・整体院
教育、学習支援業	幼稚園、小学校、中学校、高等学校

省CO2設備等の導入補助



※高機能熱交換型換気設備：自然給気とファンによる排気の従来型換気システムに比べ、給気・排気とともにファンにより行うことで、確実な換気が可能、かつ熱交換により温度変化の抑制が可能。

電話：0570-028-341

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業



EARTH TONE
Consulting

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和3年度補正予算（案）11,350百万円】



再エネ導入・価格低減促進と調整力確保等により、地域の再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の創出等により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

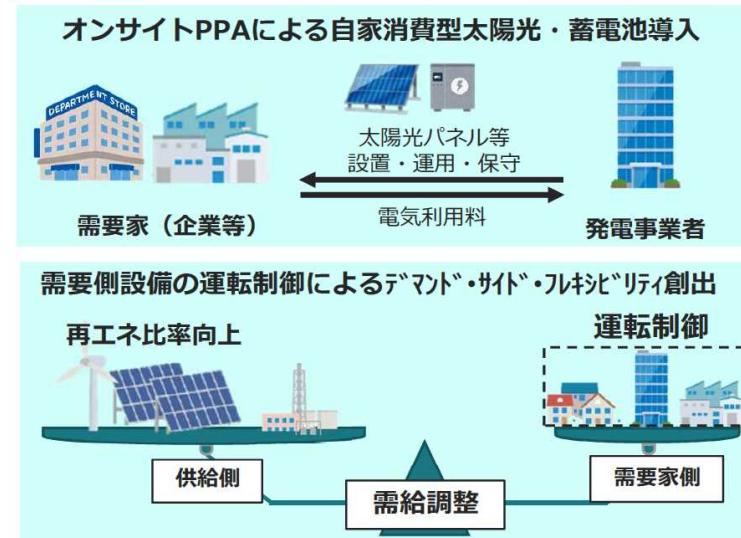
- （1）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- （2）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- （3）再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
 - ①オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業
 - ②再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- （4）平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業
- （5）データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業

* EVについては、(1)・(2)・(3)-1-①・(3)-2・(4)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに從来車から買換える場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×2万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：3/4、2/3、1/2、1/3、定額）
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業のうち、
(1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業



EARTH TONE
Consulting

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業のうち、
(1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電や蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPAモデル等を活用した初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電設備や蓄電池の導入支援等を通じて、当該設備の価格低減を促進し、ストレージパリティの達成、ひいては地域の脱炭素化と防災性の向上を目指す。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用による防災性向上にも繋がり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を更に高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

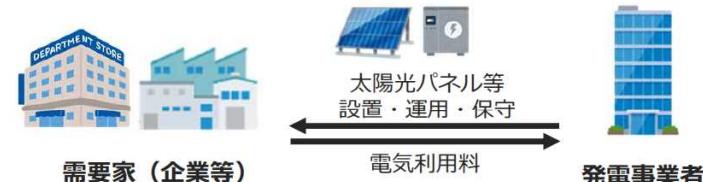
本事業では、オンサイトPPA等により業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅へ自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池（車載型蓄電池を含む）を導入し、補助金額の一部をサービス料金の低減等により需要家に還元する事業者等に対して支援を行うことで、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態（ストレージパリティ）を目指す。太陽光発電設備や蓄電池のシステム価格の低減とともに、補助額は段階的に下げていく。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（太陽光発電設備 定額：4～5万円/kW（※）、蓄電池 定額：5.5万円/kWh（家庭用）又は7万円/kWh（業務・産業用）（上限1.5億円））
※ 戸建住宅は、蓄電池とセット導入の場合に限り7万円/kW（PPA又はリース導入に限る。）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体 *新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。
* EV（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助（上限あり）
- 実施期間 令和3年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額（業務用施設・産業用施設・集合住宅の場合）

	蓄電池無し			蓄電池有り		
	PPA	リース	購入	PPA	リース	購入
4万円 /kW	○	○	○			○
5万円 /kW				○	○	

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341



PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省連携事業）



地域の再エネポテンシャルの有効活用に向けて、新たな手法による再エネ導入と価格低減促進を図ります。

1. 事業目的

- 地域の再エネポтенシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電等の再エネ導入とその価格低減促進を図る。
- 本事業で得られた実施手法や施工方法等の知見を取りまとめて公表し、横展開を図る。

2. 事業内容

①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）

駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）

営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

③オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/3）

オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。

④再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電等の価格低減促進事業（補助率3/4、1/3）

再エネ熱利用や自家消費又は災害時の自立機能付きの再エネ発電（太陽光除く）について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う。

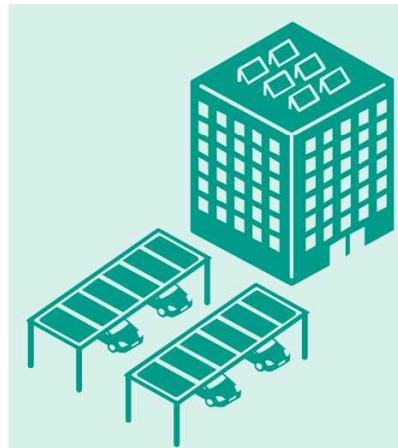
⑤未利用熱・廃熱利用等の価格低減促進事業（補助率1/2、1/3）

未利用熱利用・廃熱利用・燃料転換により熱利用の脱炭素化を図る取組について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入支援を行う（燃料転換は新増設に限る）。

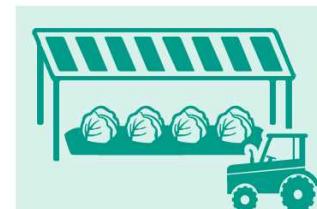
3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：1/3、1/2）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度

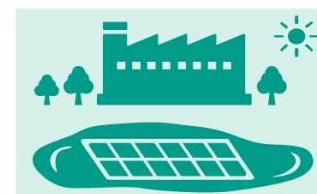
4. 事業イメージ



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



ため池太陽光

※コスト要件

- ①②④：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。
- ④⑤：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



EARTH TONE
Consulting

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和3年度補正予算（案）7,000百万円】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）に基づき、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靭性の向上）を強化するとともに、地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設への再生可能エネルギー設備及び省CO2型設備等の導入を支援し、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靭性）を強化するとともに、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①：防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2型設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助※1。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再エネ設備等の費用低減を促進。

また、自治体にとって初期費用のかからないビジネスモデル（例：エネルギーサービス、リース・ESCO等）を採用した場合等に優先採択。

※ 1 補助率は、都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電、CGS、省CO2型設備）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
(注) 共同申請する民間事業者も同様

※ 2 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに從来車から買換える場合に限り、蓄電容量の $1/2 \times 2\text{万円}/\text{kWh}$ を補助する。

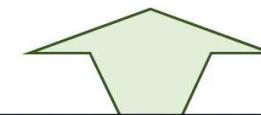
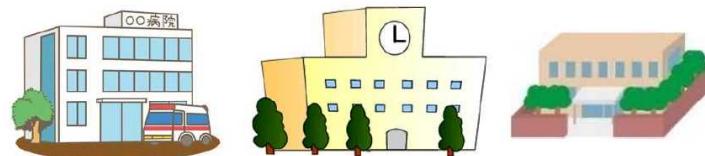
②：①の設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度

4. 支援対象

公共施設等



地域のレジリエンス強化・脱炭素化

①再生可能エネルギー設備・未利用エネルギー設備・コジェネレーション・蓄エネ設備



③省CO2型設備等





令和 4 年度予算

経済産業省・環境省等の設備導入補助事業などを紹介します。



先進的省エネルギー投資促進支援事業費 補助金

先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 令和4年度概算要求額 350.0億円（325.0億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的・概要

- 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援します。なお、当該支援に必要な一部業務のサポート事業を実施します。

(A)先進事業：高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入を行う省エネ投資について、重点的に支援を行います。

(B)オーダーメイド型事業：個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修等を行う省エネ取組に対して支援を行います。

(C)指定設備導入事業：省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。

(D)エネマネ事業：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。

成果目標

- 令和3年から令和12年までの10年間の事業であり、令和12年度までに本事業含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で1,846万㎘の削減に寄与します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助 国 → 民間企業等 → 事業者等 補助(1/2,1/3,定額)

事業イメージ

(A)先進事業
「I. 省エネ技術の先進性」、「II. 省エネ効果」、「III. 導入ポテンシャル」の観点から事前審査・登録された「先進設備・システム」の導入を重点的に支援する。

【先進設備・システム登録リスト】

(B)オーダーメイド型事業
既存設備を機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備の更新を行う省エネ取組を支援。

【設計書】

(C)指定設備導入事業
従来設備と比較して優れた省エネ設備への更新を支援。

設備更新

対象設備（例）
【空調】

【業務用冷蔵庫】

【射出成形機】

(D)エネマネ事業
エネマネ事業者等（※）の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。

※エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネを支援する者。



先進的省エネルギー投資促進支援事業費 補助金

事業区分	A 先進事業	B オーダーメイド型事業	C 指定設備導入事業
事業要件	A 先進事業 資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムを導入する事業	B オーダーメイド型事業 機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等(オーダーメイド型設備)を導入する事業	C 指定設備導入事業 SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入する事業
省エネルギー効果の要件 ^{※1}	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率:30%以上 ②省エネ量:1,000kL以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上 ^(注) <small>*複数の対象設備(Ⓐ、Ⓑ、Ⓒ)を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと。</small>	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率:10%以上 ②省エネ量:700kL以上 ③エネルギー消費原単位改善率:7%以上 ^(注) <small>*複数の対象設備(Ⓐ、Ⓑ、Ⓒ)を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと。</small>	SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること
補助対象経費	設計費、設備費、工事費	設計費、設備費、工事費	設備費
補助率	中小企業者等 ^{※2} 2/3以内 大企業 ^{※3} 、その他 ^{※4} <small>(みなし大企業含む)</small> 1/2以内	1/2以内 <small>*投資回収年数7年未満の事業は1/3以内</small> 1/3以内 <small>*投資回収年数7年未満の事業は1/4以内</small>	設備種別・性能(能力等)毎に設定する定額の補助
補助金限度額	【上限額】15億円/年度 【下限額】100万円/年度 <small>*複数年度事業の1事業当たりの上限額は、30億円</small>	【上限額】15億円/年度 【下限額】100万円/年度 <small>*複数年度事業の1事業当たりの上限額は、20億円。(連携事業は30億円)</small>	【上限額】1億円/年度 【下限額】30万円/年度 <small>*複数年度事業は認められない。</small>

既存建築物省エネ化推進事業

令和2年度予算：環境・ストック活用推進事業 90.7億円の内数

別紙1

ONE
ing

【概要と目的】

民間等が行う省エネ改修工事に対し、改修後の省エネ性能を表示すること等を要件に、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する

社会全体の建築物ストックの省エネ改修等が促進することを期待

【建築物の改修工事における支援対象のイメージ】



【事業の要件】

以下の要件を全て満たす、建築物(非住宅)の改修工事

- ①躯体(壁・天井等)の省エネ改修を伴うものであること
- ②改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること
(ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上)
- ③改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
- ④省エネ性能を表示すること
- ⑤事例集への情報提供に協力すること 等

【補助額・スケジュール等】

<補助対象> (省エネ改修工事・バリアフリー改修工事・エネルギー計測・省エネ性能の表示)に要する費用

<補助率> 補助対象工事の1/3

<限度額> 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)

※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能

<事業期間> 原則として当該年度に事業が完了

<募集予定> 第1回目:4月上旬~

工場事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業



EARTH TONE
Consulting

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業



【令和4年度要求額 4,000百万円（4,000百万円）】



工場・事業場の設備更新、電化・燃料転換、運用改善による脱炭素化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 2030年削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組を推進する。
(先導的な脱炭素化に向けた取組：削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ)
- ② 脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。

2. 事業内容

① 脱炭素化促進計画策定支援（補助率：1/2、補助上限 100万円）

CO2排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等に対し、CO2排出量削減余地診断に基づく「脱炭素化促進計画」の策定を支援

② 設備更新補助（補助率：1/3）

A. 「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助（補助上限1億円）

工場・事業場単位で15%以上削減又は主要なシステム系統で30%以上削減

B. 主要なシステム系統でi) ii) iii) の全てを満たす「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助（補助上限5億円）

i) 電化・燃料転換

ii) CO2排出量を4,000t-CO2/年以上削減

iii) CO2排出量を30%以上削減

③ 目標遵守状況の把握、事例分析等

参加事業者のCO2排出量等の管理等、実践例の分析・横展開の方策検討

3. 事業スキーム

■事業形態 ①～②間接補助事業（①補助率1/2、②補助率1/3）、③委託事業

■補助・委託先 民間事業者・団体

■実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問い合わせ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 電話：0570-028-341

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業



EARTH TONE
Consulting

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業 令和4年度概算要求額 89.0億円（83.9億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的・概要

- 大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・ビルのネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進します。

① ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援
需給一体型を目指したZEHモデルや、超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援します。

② ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m²以上、既築：2千m²以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図ります。

③ 次世代省エネ建材の実証支援
既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援します

成果目標

- 令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、令和12年度省エネ見通し（5,030万kWh削減）達成に寄与します。
- 令和12年度までに新築住宅の平均でZEH実現と新築建築物の平均でZEBを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 民間企業等 → 事業者等

補助 (①戸建：定額、集合：2/3以内 ②2/3 ③1/2)

事業イメージ

①需給一体型ZEHモデル(次世代ZEH+)のイメージ

… 4要素のうち 1要素以上を採用(次世代ZEH+の要件)

②ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物のイメージ

③次世代省エネ建材の実証のイメージ

高断熱ドア
壁紙
既存壁
工期を短縮して断熱改修
蓄熱や調湿による消費エネルギー低減

建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業

建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）



【令和4年度要求額10,000百万円（6,000百万円）】



業務用施設のZEB化・省CO₂化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①建築物におけるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化・省CO₂改修の促進
- ②業務その他部門のCO₂削減、2050年カーボンニュートラル実現に貢献
- ③気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

- (1) 新築建築物のZEB化支援事業
 - ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
 - ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
 - (2) 既存建築物のZEB化支援事業
 - ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業
 - ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
 - (3) 既存建築物における省CO₂改修支援事業（一部国土交通省連携）
 - (4) 国立公園利用施設等の脱炭素化推進支援事業
 - (5) 上下水道・ダム施設の省CO₂改修支援事業（厚生労働省、国土交通、経済産業省連携）
 - (6) 平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO₂独立型施設支援事業
- ※ (1) ①及び (2) ①は、他のメニューに優先して採択
 ※ 電力調達も勘案し再エネ100%となる事業は加点

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

4. 事業イメージ

（1）新築建築物のZEB化支援事業

①レジリエンス強化型の新築建築物 ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す。



（2）既存建築物のZEB化支援事業

②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

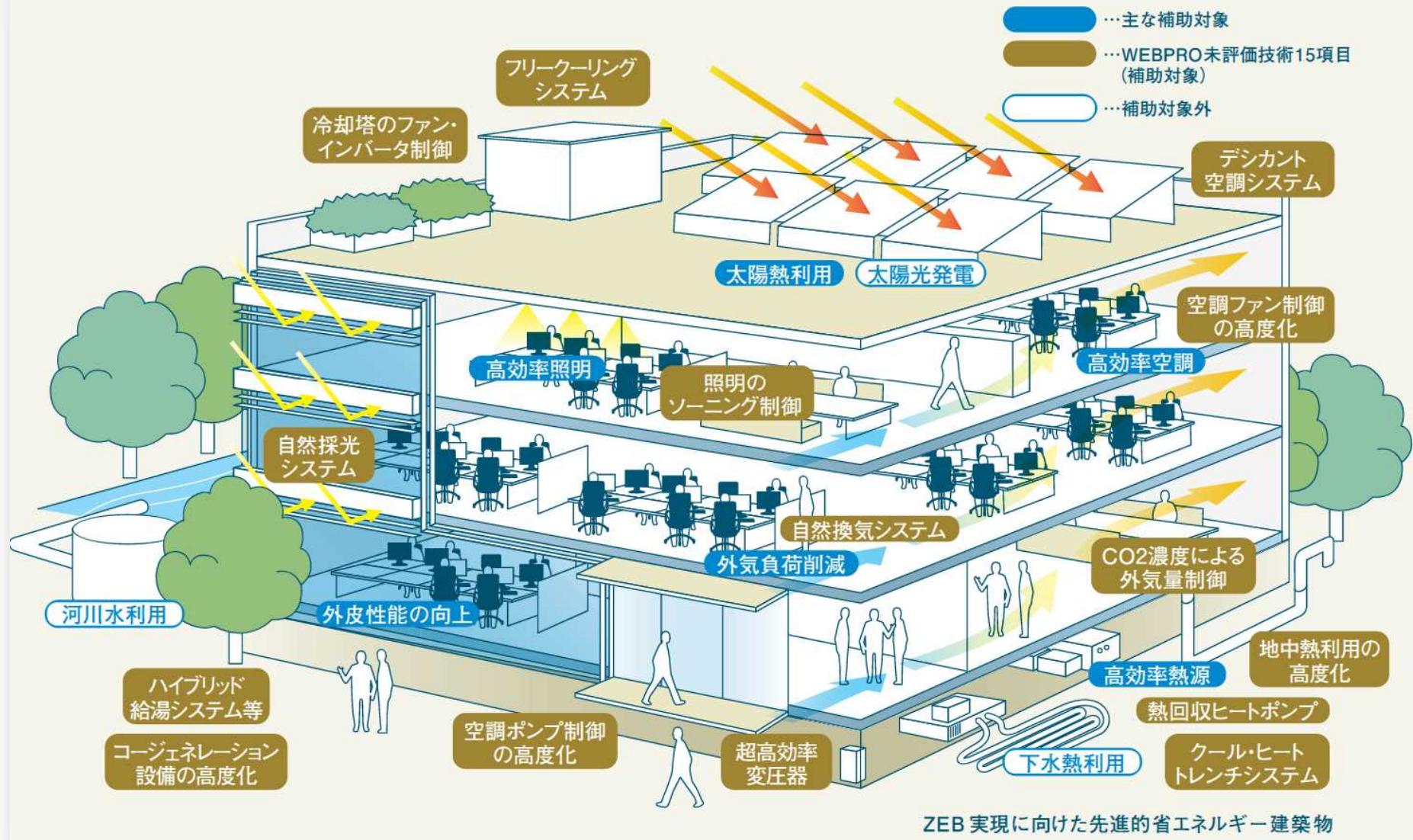
ZEBのさらなる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。





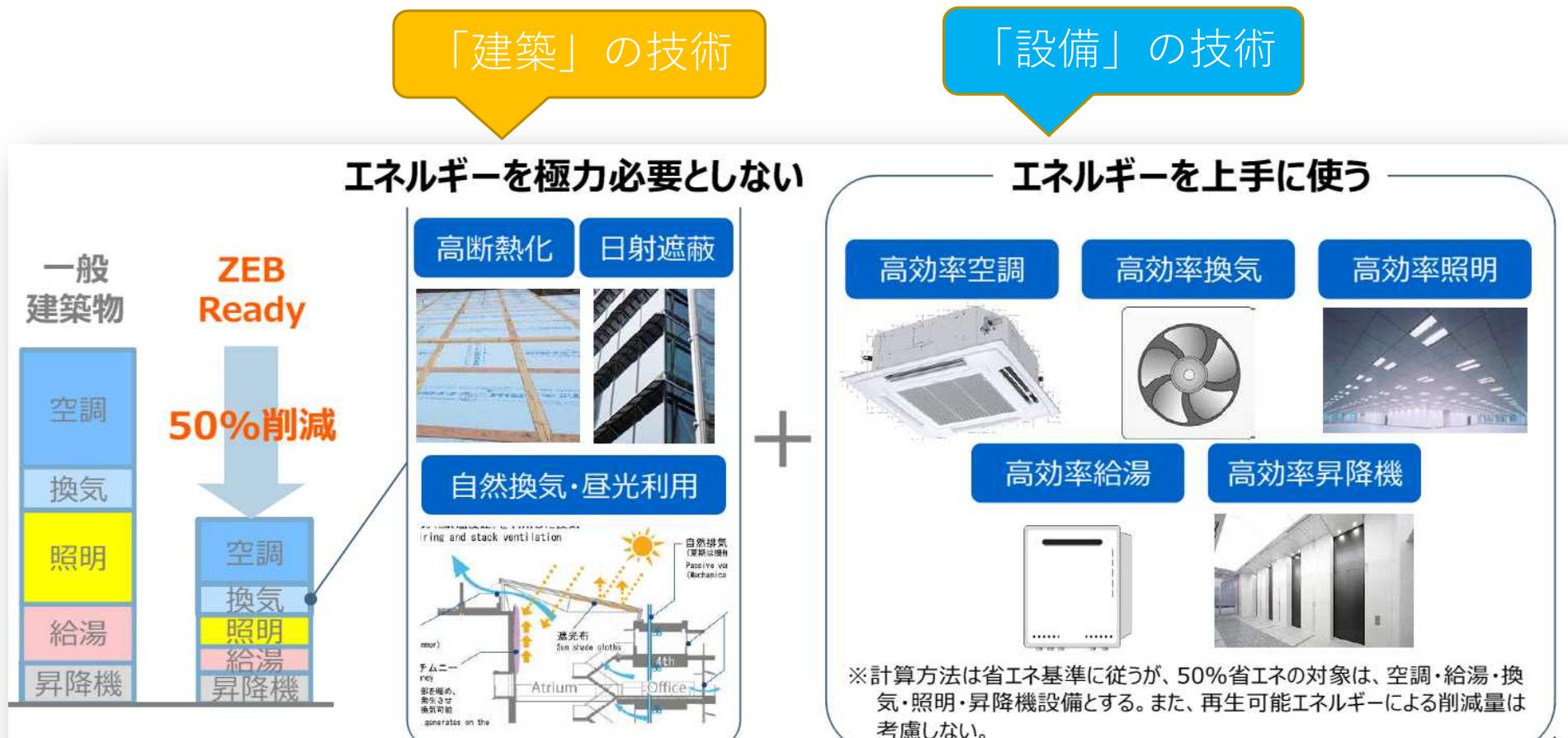
ゼロエネルギービルの概念図

ZEB概念図



出典：環境共創イニシアチブ公募要領より

ZEB のイメージ



Z E B R e a d y

出典：経済産業省 28



ZEB のレベル

「再エネ」導入

更なる「再エネ」導入



ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業 〔経済産業省分〕

補助率など

- ◆補助率：補助対象経費の2／3以内
- ◆補助金額の上限：5億円/年

補助対象

■補助対象事業者

建築主等（所有者）、ESCO（シェアード・セービングス）事業者、リース事業者等

■交付要件（概要）

- ・省エネルギー性能表示(BELS等)により、補助対象建築物または、補助対象となる建築物の一部について、「ZEB」、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedいずれかの省エネルギー性能評価の認証を本事業の事業完了までに受けること。
- ・補助対象建築物をBEI1.0相当の設計仕様で建築する場合とZEB仕様で建築する場合の建築コストの差額の算出結果を2021年12月24日までにSIIへ提出すること。
- ・公益社団法人空気調和・衛生工学会が公表しているWEBPRO未評価技術15項目の技術のうち、本事業の要件を満たす技術1項目以上を導入すること。
- ・要件を満たすBEMSを導入すること。また、WEBPRO未評価技術の効果を含む計測、記録を行うこと。
- ・WEBPRO未評価技術の省エネルギー効果について、経済産業省からヒアリングや追加報告等の要請がある際は求めに応じること。
- ・エネルギー区分ごとに計測・計量・データを収集・分析・評価できること。
- ・「ZEBプランナー」の関与を必須とする。
- ・本事業の事業完了までに省エネルギー性能表示(BELS等)の取得及び、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと。
- ・補助対象建築物のZEBに関する設計情報や、実施状況について情報公開に同意すること。
…………など（詳しくは公募要領参照）



ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業 【経済産業省分】

補助対象建築物

以下採択枠に示す用途の建築物を補助対象建築物とする。

採択枠一覧表

採択優先順位 1…○ 2…●

建物用途区分		延べ面積・建築種別	
用途	用途説明	延べ面積10,000m ² 以上 (地域区分は問わない)	延べ面積2,000m ² 以上 (地域区分は問わない)
		新築	既存建築物 (増築・改築・設備改修)
事務所等	事務所	○	●
ホテル等	ホテル 旅館	●	●
病院等	病院 老人ホーム※1 福祉ホーム	●	●
百貨店等	百貨店 マーケット	●	●
学校等	小学校	○	○
	中学校	○	○
	義務教育学校	○	○
	高等学校	○	○
	大学	○	○
	高等専門学校	●	●
	専修学校	●	●
	各種学校	●	●
集会所等	図書館等	○	○
	博物館	○	○
	体育館等※2	○	●
CLTを活用した建築物※3		○	○

- ・「ZEBプランナー」が係わる事業であること。
- ・延べ面積10,000m²以上に限り、複数用途建築物のうち、一部の建築用途でZEBとなる建築物も申請対象とする。
ただし、最も延べ面積比率の高い建築用途がZEBとなることを条件とし、補助対象範囲は当該建物用途に限る。
判断がつかない場合は、SIIへ相談すること。
- ・複数用途建築物全体を申請する場合、主たる用途の採択枠へ申請する。

※1 サ高住(サービス付き高齢者向け住宅)などの老健施設は、建築確認申請の建築用途が非住宅の場合に限り申請可能とする。

※2 体育館等とは公益性のある体育館、公会堂、集会場に限る。

※3 建築用途が採択枠一覧表の建物用途区分に含まれ、CLTを構造耐力上主要な部分に用いつつ、開口部を除く外皮面積へのCLT使用割合が15%以上である建物。

CLTとは、Cross Laminated Timber(クロス・ラミネイティド・ティンバー)の略で、板の層を各層で互いに直交するように積層接着した厚型パネルのこと。

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業 （経済産業省分）

補助対象範囲

ビルの省エネルギー化を推進し、ZEBを実現するための高性能建材や高性能設備機器などのうち、以下に該当する設計費、設備費、工事費が補助対象範囲になります。



【設計費】

補助事業の実施設計に必要な費用

建築設計、設備設計、省エネルギー性能の表示に係る費用、ZEB化に伴う掛かり増し費用の算出に係る設計・積算費用



【工事費】

システム・機器導入の工事に要する経費

補助事業の実施に不可欠で補助対象設備の搬入・据付工事

【設備費】 機械装置などの購入、製造等に必要な経費



空調・給湯

高効率機器に限る

熱源機器および器具、熱源付帯設備（熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る）、ポンプ、空調機器、高効率給湯機器など



照明

高効率機器に限る

制御付LED照明、有機EL照明、制御用配線など



BEMS

自動制御機器を含む

制御部（制御機器、計測計量装置など）、監視部（中央監視装置、伝送装置通信装置など）、管理部（BEMS装置）



換気

省エネ機器に限る

インバータ制御ファン、モータダンパなど



蓄電システム

創蓄連携に限る

蓄電システムに係る補助対象経費は、申請する事業の補助対象経費全体の20%を上限とする。蓄電量、放電量がBEMS装置にて計測できること。



選択必須要件

WEBPRO未評価技術15項目

P3～P6をご覧ください。

(1) 新築建築物のZEB化支援事業



建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(1) 新築建築物のZEB化支援事業



新築の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO₂排出に影響する新築建築物分野において、ZEB化を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

1) 新築建築物のZEB化支援事業

①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB化実証事業

災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）

ZEBの更なる普及拡大のため、新築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

・補助要件等（①）：

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。

・優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

・新耐震基準以前の建物の建替えを行う事業

・CLT等の新たな木質部材を用いる事業

・①は被災等により建替え・改修を行う事業

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業①2／3～1／2（上限5億円）②3／5～1／3（上限5億円）

■補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般

■実施期間 ①令和2年度～令和5年度 ②平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²	『ZEB』3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3	『ZEB』3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3
10,000m ² 以上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3

(2) 既存建築物のZEB化支援事業



(2) 既存建築物のZEB化支援事業



既存の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野の脱炭素化を図るために、ストック対策が不可欠であり、CO₂削減のポテンシャルも大きい。既存建築物のZEB改修を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(2) 既存建築物のZEB化支援事業

①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB化実証事業

災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）

ZEBの更なる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆ 補助要件等（①）：

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。

◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ①は被災等により建替え・改修を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（2／3（上限5億円））
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 ①令和2年度～令和5年度 ②平成31年度～令和5年度

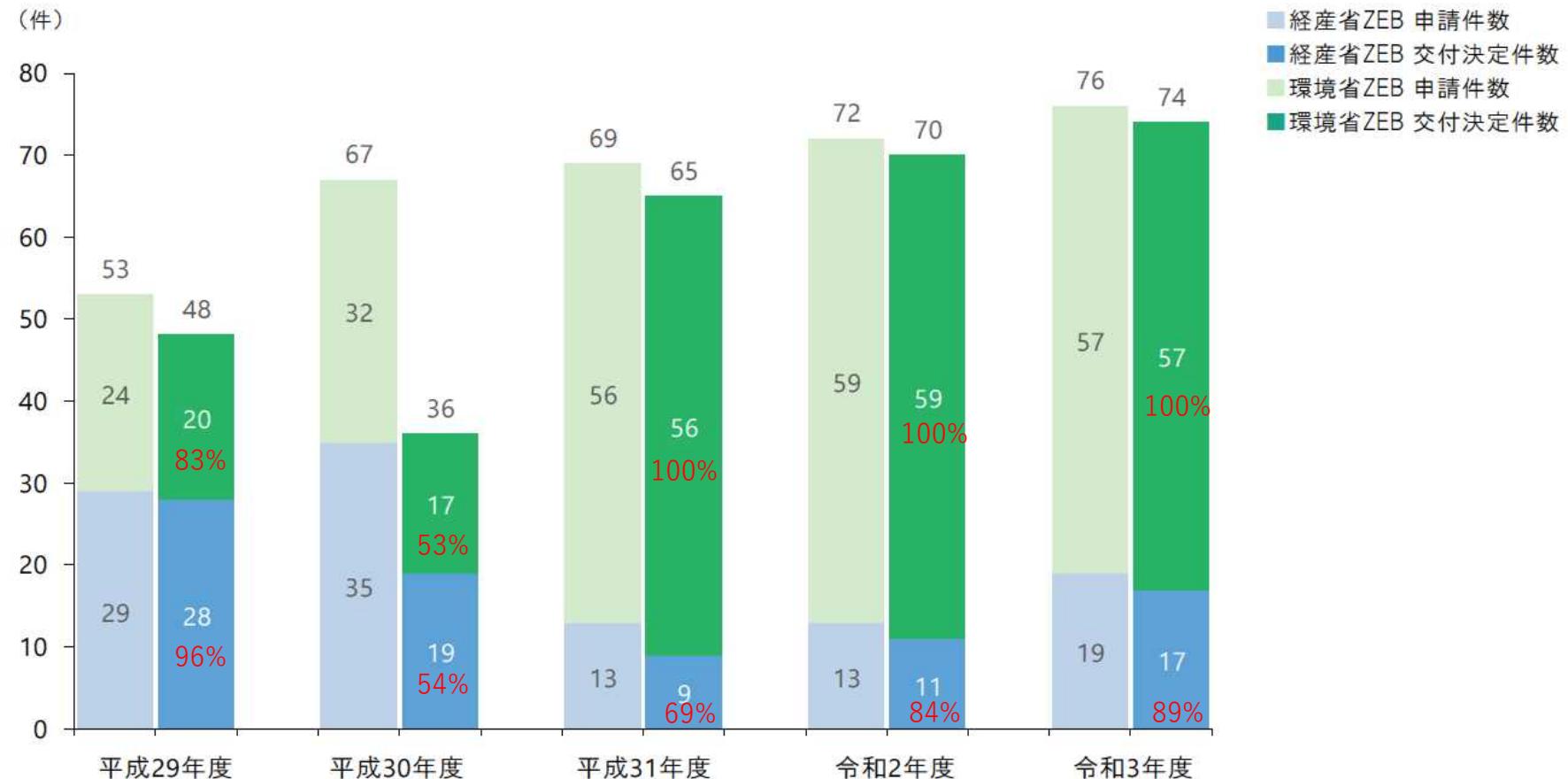
4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m ² 以上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

ZEB実証事業の申請件数と交付決定件数の推移

2-4-4. ZEB実証事業の申請件数と交付決定件数の推移(直近5年間)

▶ 直近5年間のZEB実証事業(経産省+環境省)における申請件数と交付決定件数の推移は以下のとおり。(後年度事業を除く)





(3) 既存建築物における省CO2改修支援事業

建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、
(3) 既存建築物における省CO2改修支援事業



既存建築物の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2化を促進し、普及拡大を目指す。
- ②既存の業務用施設等の脱炭素化を促進し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

(3) 既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）

①民間建築物等における省CO2改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善により更なる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。

②テナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携事業）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業やフロア単位で省CO2化を図る事業を支援。

※ ①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点

③空き家等における省CO2改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。

※ 省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

	補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率
①	建築物を所有する民間企業等	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用（補助上限5,000万円）	・既存建築物において30%以上のCO2削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3
②	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）（補助上限4,000万円）	・テナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3
③	空き家等を所有する者	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）（補助上限なし）	・空き家等において15%以上のCO2削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/3

(4) 国立公園利用施設等の脱炭素化推進支援事業



建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(4) 国立公園利用施設等の脱炭素化推進支援事業



国立公園内利用施設等の脱炭素化に資する高効率設備、再生可能エネルギー等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①国立公園内の公園利用施設（宿舎事業施設等）等の脱炭素化を促進し、CO₂排出量の大幅削減を目指す。
- ②国立公園をカーボンニュートラルのショーケース、サステナブルな観光地とすることを目指す「ゼロカーボンパーク」の拡大と取組支援を目指す。

2. 事業内容

(4) 国立公園利用施設等の脱炭素化推進支援事業

国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアを「ゼロカーボン・パーク」として地方公共団体の登録を呼びかけ中。国立公園利用施設や温泉供給施設は自然条件が厳しい場所に多く立地し、景観等にも配慮しながら施設改修が必要。これら施設に対し、省CO₂性能の高い設備への改修、再エネ利用設備等の導入に係る費用を支援。

- 補助対象者：国立公園事業者（宿舎事業者、休憩所事業者、博物展示施設事業者、案内所事業者等）、温泉供給事業者等
- 補助対象施設：自然公園法に基づき国立公園内で上記事業を営む施設、温泉供給施設 ※温泉供給施設は国立公園外を含む
- 補助対象経費：空調等省CO₂改修、高断熱化改修、再エネ（太陽光、風力、未利用熱、木質バイオマス等）設備導入、EV充放電設備導入、温泉供給設備省CO₂改修等（設備費等。費用対効果で上限あり。）※太陽光発電設備導入の場合、EV充放電設備等導入に係る経費も支援。国立公園外施設には温泉供給設備の省CO₂改修のみ支援。
- 補助対象要件：インバウンド対応（補助対象外）、15%以上のCO₂削減

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光発電設備のみ1/3））
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

お問い合わせ先： 環境省自然環境局国立公園課 電話：03-5521-8278

環境省自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室 電話：03-5521-8280

4. 事業イメージ



集合住宅の省CO2化促進事業

集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）



【令和4年度要求額 6,450百万円（4,450百万円）】環境省

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- ①エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- ②現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省CO2化。
- ③2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。
- ④2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

- ① 新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
- ② 新築中層ZEH-M（4～5層）への定率補助：補助率1/3以内
- ③ 新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内
- ④ ①、②に蓄電池を設置、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電池2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）、V2Hの導入等
- ⑤ 既存集合住宅の断熱リフォーム：1/3補助（上限15万円/戸）

※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室 電話：03-5521-8341 FAX：03-3581-3348

4. 補助対象の例

①低層ZEH-M



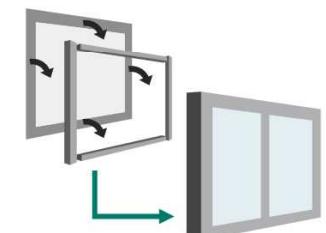
②中層ZEH-M



③高層ZEH-M



④蓄電池、CLT（Cross Laminated Timber；ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル。同面積のコンクリートと比較して軽い、施工が早いといった特徴有する。）



⑤断熱窓への交換

グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業



グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業



【令和4年度要求額 1,000百万円（新規）】



中小企業等へのCO2削減量に応じた設備等導入補助で、コロナ禍からの経済再生と脱炭素化を同時実現する。

1. 事業目的

コロナ禍を乗り越えて脱炭素化に取り組む中小企業等に対し、CO2削減量に応じた省CO2型設備等の導入を加速することで、企業の新たな設備投資を下支えし電化・燃料転換等も促進しながら、我が国の持続可能で脱炭素な方向の復興（グリーンリカバリー）を促進し、コロナ前のCO2排出量のリバウンド回避をした上で、力強くグリーンな経済社会への移行を実現する。

2. 事業内容

①-1 中小企業等による省CO2型設備等の導入に対して、以下の(A)(B)のうちいずれか低い額の補助を行う（補助上限5,000万円）。

- (A) 年間CO2削減量×法定耐用年数×5,000円/tCO2*（円） * 高機能換気導入は7,700円/tCO2
(B) 総事業費の1/2（円）

*CO2削減量は、環境省指定の診断機関によるCO2削減余地の事前診断による導入設備等による施設単位の2019年比のエネルギー起原CO2。中小企業には診断費用の補助を行う。

※補助対象は、環境省が指定する設備等であって、令和5年1月末までに導入完了可能なものに限る。LEDは支援対象とはしないが、他の補助対象設備とセットで導入した場合は、CO2削減量として計上。

※代行申請を可とする。

※事前診断によるCO2削減量を達成できない場合は再エネ電気切替え、外部調達等

①-2 空調等とセットで高機能換気を導入する場合、費用対効果の高い順に補助（2/3）

② 本補助事業の運営に必要な、公正なCO2削減量の担保（各診断機関が実施したCO2削減余地の事前診断結果の検証）等の支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度

4. 事業イメージ

【事業の流れ】



【主な補助対象設備】



お問い合わせ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話： 0570-028-341

災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金



EARTH TONE
Consulting

災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

令和4年度概算要求額 15.3億円（9.1億円）

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
ガス市場整備室

事業の内容

事業目的・概要

- 近年、地震や集中豪雨、台風などの大規模災害の発生頻度が高くなっています。停電により社会経済活動や市民の生活環境に甚大な影響が及ぶ事態が生じています。このため、災害発生時でも、強靭性の高い中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受ける施設に、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備を普及させることが重要です。
- また、天然ガスは化石燃料の中で燃焼時の単位あたりのCO₂排出量が最も少ないなど、優れた環境特性を持っており、環境対策の観点からも天然ガス利用設備の普及促進も着実に進めていくことが重要です。
- 本事業では、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入及び機能維持・強化を行う事業者に対し補助することで、災害時の強靭性の向上及び平時からの環境対策を図ります。

成果目標

- 令和3年度から令和7年度までの事業であり、令和4年度は78箇所、事業終了の令和7年度までに780箇所への設備導入を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

民間企業等

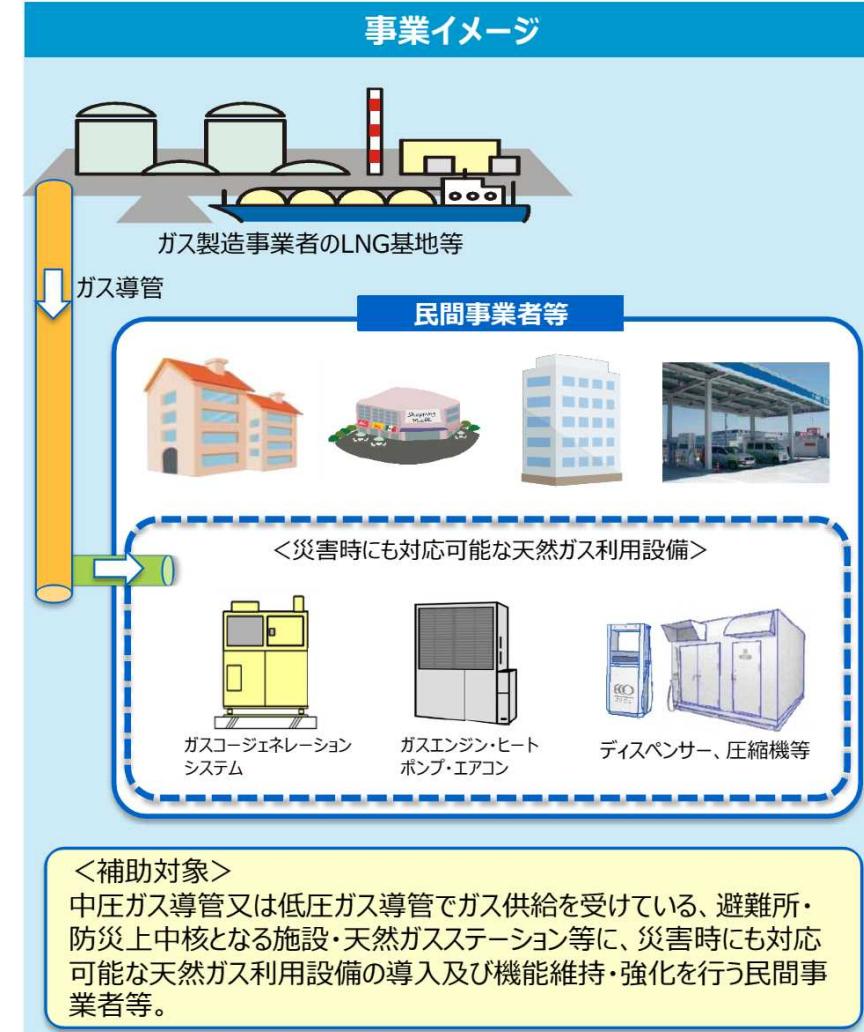
民間企業等

補助
(定額)

補助

- 大都市・地震エリアの中圧ガス導管供給施設、天然ガスステーションの整備 1/2
- 上記以外の中圧・低圧ガス導管供給施設1/3

事業イメージ



地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



EARTH TONE
Consulting

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和4年度要求額 10,000百万円（5,000百万円）】 環境省



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靭性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①：防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、及びコジェネレーションシステム（CGS）並びにそれらの附帯設備（蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）等を導入する費用の一部を補助^{※1}。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再エネ設備等の費用低減を促進。また、自治体にとって初期費用のかからないビジネスモデル（例：エネルギーサービス、リース・ESCO等）を採用した場合等に優先採択。

※ 1 補助率は、都道府県・政令市・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
(注) 共同申請する民間事業者も同様

※ 2 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換える場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助する。

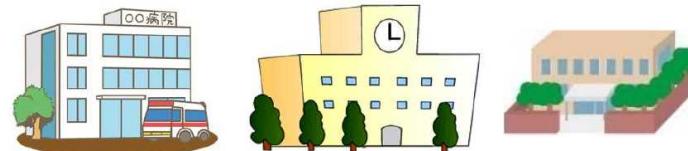
- ②：①の再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

公共施設等



地域のレジリエンス強化・脱炭素化



災害時に備えた社会的的重要インフラへの自営的な燃料備蓄の推進事業費補助金

災害時に備えた社会的的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

令和4年度概算要求額 **50.5億円（42.0億円）**

資源エネルギー庁 資源・燃料部
石油流通課
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
政策課

事業の内容

事業目的・概要

- 災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサービスステーション（SS）などの供給側の強靭化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時における施設機能の継続を確実にする有効な方策です。
- このため、避難所や多数の避難者・避難困難者が発生する施設等の社会的的重要インフラへの燃料備蓄を推進すべく、LPガスタンクや石油タンク等の設置を支援します。

成果目標

- 多数の避難者が発生する避難所等への導入を促進するため、社会的的重要インフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（定額）
国 → 民間団体等 → 民間企業等
補助（2/3、1/2等）



(2) 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業



脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、 (2) 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業



地域固有の熱源である温泉熱等の利活用により、地域の脱炭素化と地域循環共生圏の構築を支援します。

1. 事業目的

- 温泉地の脱炭素化・カーボンニュートラルの好事例を形成するため、地域固有の熱源である温泉熱等を利活用して地域単位で発電や熱利用を行う設備を導入し、経済好循環と地域活性化促進を支援する。
- 温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入を支援し、温泉地の更なるCO2削減対策を推進する。
- 温泉熱等の利活用を通じた脱炭素型温泉地の好事例を全国へ発信し、カーボンニュートラルな温泉地域づくりを促進する。

2. 事業内容

温泉は地域固有の熱源であり、多大なポテンシャルを有するものの、活用が進んでいない状況である。温泉地の脱炭素化・カーボンニュートラルを達成するには、地域資源である温泉を最大限活用することが重要であり、化石燃料の使用量やCO2排出量を削減するとともに、経済の好循環と地域活性化を生み出し、温泉地の脱炭素化が促進される。本事業では、地域固有の熱源である温泉熱等を利活用して地域単位で発電や熱利用を行い、脱炭素型温泉地の形成を支援することで地域の経済好循環と地域活性化を図ると共に、温泉供給設備更新時の省エネ設備導入の支援を行うことで温泉地の更なるCO2削減対策を推進する。

- ①温泉熱等を利活用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用する事業に対し計画策定、設備等導入支援を行う。（補助：補助率 計画策定3/4,設備等導入2/3）
- ②温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入、計画策定に対して支援を行う。（補助：補助率 計画策定3/4,改修事業1/2）
- ③全国温泉地自治体首長会議等で発信や、温泉熱等の利活用の促進を図る（委託）
- ④熱源を活用した省CO2につながる融雪設備導入支援事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（3/4,2/3,1/2）／委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和2年度～令和5年度

4. 事業イメージ





需要家主導による太陽光発電導入加速化補助金

需要家主導による太陽光発電導入加速化補助金 令和4年度概算要求額 80.0億円（新規）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

事業の内容

事業目的・概要

- 2050年カーボンニュートラルや2030年の野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向けては、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠です。また、需要家である企業等もSDGs等の観点から、いわゆるRE100をはじめとした事業活動に再エネの活用を求められる状況にあります。
- こうした中で、特に、需要家が活用しやすく導入が比較的容易な太陽光発電の利用拡大が期待されます。しかし、需要家による太陽光発電の活用は道半ばであり、現時点では必ずしも自立的な導入拡大が可能な状況には至っていません。
- こうした状況を踏まえ、例えば、発電された電気を長期的に利用する契約を締結することなどにより、需要家が主体的に発電事業者と連携して行う太陽光発電設備の導入を支援し、こうしたモデルの活用・拡大を促します。

成果目標

- 2030年の長期エネルギー需給見通しの実現に寄与する。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助金
(定額)

国 → 民間団体 → 民間企業等

補助
(1/2等)

事業イメージ

非FIT/FIP・非自己託送による需要家主導型の導入促進

- 再生可能エネルギーの利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度及び自己託送によることなく、再生可能エネルギーを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備の導入を支援します。

【主な事業要件】

- ・一定規模以上の新規設置案件※であること
※同一の者が主体となった案件であれば、複数地点での案件の合計も可
- ・FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと
- ・需要家単独又は需要家と発電事業者と連携※した電源投資であること
※一定期間以上の受電契約等の要件を設定。
- ・制度と同様に、将来的な廃棄費用の確保の方法、周辺地域への配慮等、
FIT/FIP制度同等以上の取組を行うこと

等



PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業



EARTH TONE
Consulting

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和4年度要求額 16,450百万円 (5,000百万円)】



再エネ導入・価格低減促進と調整力確保等により、地域の再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の創出等により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

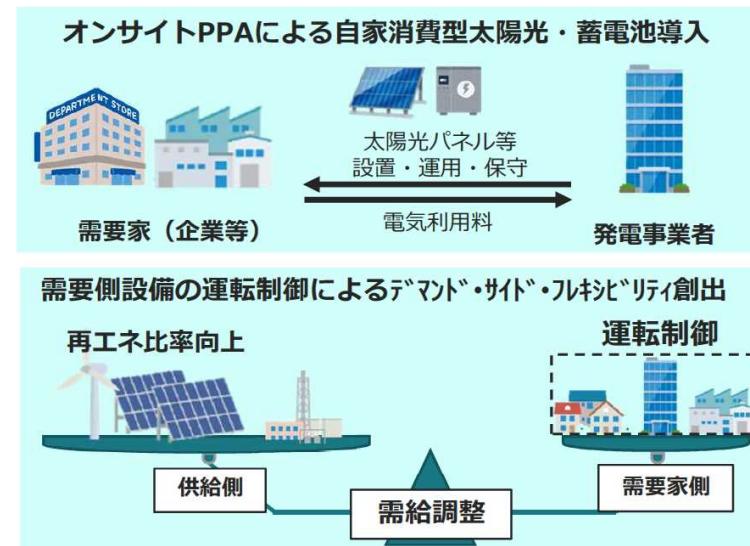
- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
 - ① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業
 - ② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

*EVについては、(1)・(2)・(3)-1-①・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×2万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：3／4、2／3、1／2、1／3、定額）／委託事業
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 (1)・(2)・(5)令和3年度～令和6年度、(3)・(4)・(6)令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ



お問い合わせ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電等の価格低減促進事業



EARTH TONE
Consulting

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電や蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- オンサイトPPAモデル等を活用した初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電設備や蓄電池の導入支援等を通じて、当該設備の価格低減を促進し、ストレージパリティの達成、ひいては地域の脱炭素化と防災性の向上を目指す。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO₂削減に加え、停電時の電力使用による防災性向上にも繋がり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を更に高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。本事業では、オンサイトPPA等により自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池等を導入し、補助金額の一部をサービス料金の低減等により需要家に還元する事業者等に対して支援を行うことで、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態（ストレージパリティ）を目指す。太陽光発電設備や蓄電池のシステム価格の低減とともに、補助額は段階的に下げていく。

- 業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う（補助）
- ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

3. 事業スキーム

■事業形態 ①間接補助事業（太陽光発電設備 定額：4～5万円/kW（※）、蓄電池 定額：5.5万円/kWh（家庭用）又は7万円/kWh（業務・産業用）（上限1.5億円））
②委託事業

※ 戸建住宅は、蓄電池とセット導入の場合に限り7万円/kW（PPA又はリース導入に限る。）

■委託先及び補助対象 民間事業者・団体

* 新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。

■実施期間 令和3年度～令和6年度

* EV（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助（上限あり）

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業



EARTH TONE
Consulting

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省連携事業）



地域の再エネポテンシャルの有効活用に向けて、新たな手法による再エネ導入と価格低減促進を図ります。

1. 事業目的

- 地域の再エネポтенシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電等の再エネ導入とその価格低減促進を図る。
- 本事業で得られた実施手法や施工方法等の知見を取りまとめて公表し、横展開を図る。

2. 事業内容

①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）

駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）

営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

③オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/3）

オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。

④再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電等の価格低減促進事業（補助率3/4、1/3）

再エネ熱利用や自家消費又は災害時の自立機能付きの再エネ発電（太陽光除く）について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う。

⑤未利用熱・廃熱利用等の価格低減促進事業（補助率1/2、1/3）

未利用熱利用・廃熱利用・燃料津波換により熱利用の脱炭素化を図る取組について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入支援を行う（燃料津波換は新增設に限る）。

⑥新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）

①～⑤の再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を取りまとめ公表し、横展開を図る。

3. 事業スキーム

■事業形態 ①～⑤：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：1/3、1/2）

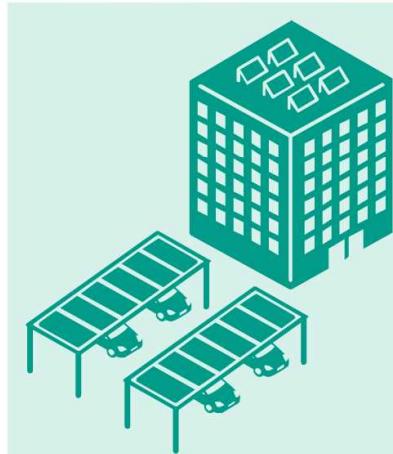
⑥：委託事業

■委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

①④⑥ 令和3年度～令和6年度

■実施期間 ②③⑤ 令和4年度～令和6年度

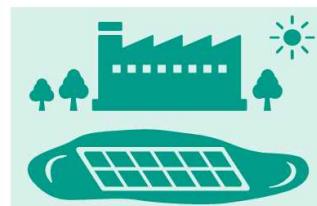
4. 事業イメージ



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



ため池太陽光

※コスト要件

①②④：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。

④⑤：当該設備のCO₂削減コストが従来設備のCO₂削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業



EARTH TONE
Consulting

脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業 (一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 省エネに取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの省エネ化及び脱フロン化を推進
- ② 一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進。競争力強化により我が国メーカーの高効率先進機器を海外展開し、地球規模での環境対策へ寄与するとともに世界経済を牽引する
- ③ フロン排出抑制法の取組強化と相まったフロン排出の大幅削減

2. 事業内容

業務用冷凍空調機器の冷媒には、特定フロン（HCFC）や代替フロン（HFC）が使用されているが、地球温暖化対策計画の目標達成のためには大幅な排出削減が必要。特に、我が国の温室効果ガス全体が削減傾向にある中でHFCは唯一増加傾向にあり、削減対策は急務である。

HCFCは2019年末にモントリオール議定書により生産全廃されており、HCFC機器の早期転換が必要。さらに、HFCは同議定書改正により、2036年までに85%分の生産及び消費の段階的削減が必要。

そのような中、HCFCやHFCを代替する技術である省エネ型自然冷媒機器の技術については、イニシャルコストが高く現時点では自立的導入には至っていない。

そのため、国民生活において重要な食の流通を支えるコールドチェーンに対して省エネ性能の高い自然冷媒機器の導入を支援・加速化し、脱フロン化・低炭素化を進めることが極めて重要であることから、冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗における省エネ型自然冷媒機器の導入を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1／3）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成29年度～令和4年度

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 電話：0570-028-341



環境省

4. 事業イメージ

【事業スキーム】



（注）省エネ型自然冷媒機器

フロン類ではなく、アンモニア、二酸化炭素、空気等、自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍冷蔵機器であって、同等の能力を有するフロン類を冷媒として使用した機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないもの



＜中央方式冷凍冷蔵機器＞



＜冷凍冷蔵ショーケース＞

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、 (5) 港湾におけるカーボンニュートラル支援事業

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、 (5) 港湾におけるカーボンニュートラル支援事業（国土交通省連携事業）



港湾の脱炭素化に配慮した機能強化を通じてカーボンニュートラルポートの形成を図ります。

1. 事業目的

我が国の輸出入の99.6%を取り扱い、CO₂排出量の約6割を占める産業の多くが立地する港湾において、脱炭素化に配慮した港湾機能とすることでカーボンニュートラルポートの形成を促進する。

2. 事業内容

脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じたカーボンニュートラルポート(CNP)の形成を促進するため、港湾において荷さばき施設等の導入を支援する。

再エネ電源を用いた港湾施設設備支援事業（補助）

コンテナターミナル等においてコンテナ貨物を取り扱うハイブリッド型トランスクレーン、ハイブリッド型ストラドルキャリア等の荷役機械、接岸中の船舶へ電力を供給する設備等の導入を支援することにより、港湾のカーボンニュートラル化を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2、1/3）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和5年度

お問合せ先： 地球環境局地球温暖化対策事業室 0570-028-341

4. 事業イメージ



ハイブリッド型
トランスクレーン



ハイブリッド型ストラドルキャリア



自立型電源
(蓄電池設備含む)



電力供給設備

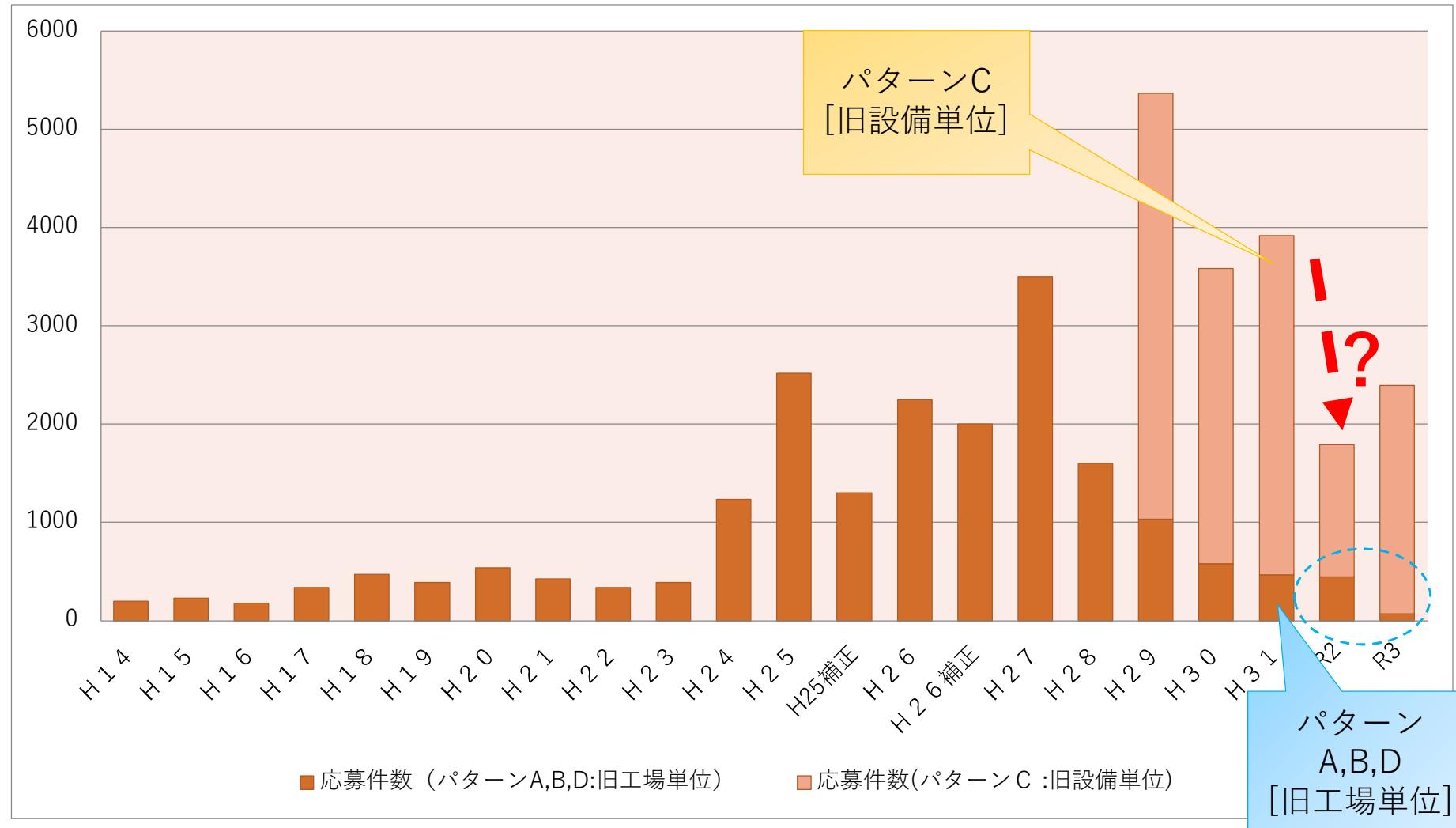


先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金の公募分析を通して、傾向と対策をお話しします。

応募件数

令和3年度は大幅な事業内容の変更があった。申請要件の見直しにより、旧工場事業場単位の申請件数は大幅に減少した。





令和3年度 事業区分別 採択結果

<1. 事業区分別 申請・採択結果概要>

	申請件数	採択件数	採択率	採択金額	計画省エネ量
(A)先進事業 (B)オーダーメイド型事業 (D)エネマネ事業	70件	59件	84.3%	24.3億円	37,139.7kl
(C)指定設備導入事業	2,323件	1,241件	53.4%	89.8億円	22,128.8kl

※「計画省エネ量」は、採択事業の合計値

激増！昨年は
1,346件

過去最低

(C)は申請数の大幅減により、採択率が過去最低になった！

52

出典：環境共創イニシアチブ



令和3年度 事業区分別 採択結果

昨年は
21%

昨年は
240.5KL

<2. 事業区分別 採択事業概要>

	平均省エネ率 (%)	平均省エネ量 (kl)	平均 経費当たり省エネ量 (kl/千万円)
(A)先進事業 (B)オーダーメイド型事業 (D)エネマネ事業	15.9%	629.5kl	11.7kl/千万円
(C)指定設備導入事業	36.6%	17.8kl	14.6kl/千万円

※ 省エネ率、省エネ量、経費当たり省エネ量の平均値は、採択事業における申請の合計値を採択件数で割った値

※ (C)指定設備導入事業の設備区分別の結果については、次頁を参照

今年度初公表

(C)[旧設備単位]の全体平均省エネ率、量が初めて公表された

53



パターンC 採択結果_ユーティリティ一設備

(C) 指定設備導入事業 ユーティリティ設備

採択金額合計 : 45.3億円

採択率が著しく低い

	申請件数	採択件数	採択率	平均省エネ率(%)	平均省エネ量(kl)	平均経費当たり省エネ量(kl/千万円)
高効率空調	948件	594件	62.7%	47.2%	16.4kl	14.8kl/千万円
産業ヒートポンプ	6件	4件	66.7%	6.7%	2.5kl	2.1kl/千万円
業務用給湯器	20件	6件	30.0%	14.3%	3.8kl	20.8kl/千万円
高性能ボイラ	376件	239件	63.6%	5.6%	12.7kl	14.2kl/千万円
高効率コジェネ	7件	2件	28.6%	16.2%	6.1kl	8.6kl/千万円
低炭素工業炉	16件	10件	62.5%	37.1%	48.2kl	27.1kl/千万円
変圧器	53件	33件	62.3%	56.3%	6.6kl	10.6kl/千万円
冷凍冷蔵設備	218件	135件	61.9%	29.4%	25.6kl	22.4kl/千万円
産業用モータ	159件	101件	63.5%	12.7%	6.8kl	19.4kl/千万円
調光制御設備	40件	26件	65.0%	52.8%	17.9kl	49.5kl/千万円
合計	1,843件	1,150件	62.4%	33.4%	15.8kl	16.7kl/千万円

※ 省エネ率、省エネ量、経費当たり省エネ量の平均値は、採択事業における各申請の合計値を採択件数で割った値

※ 複数設備導入の場合、申請件数は設備区分ごとにカウントしている



パターンC 採択結果_生産設備

(C) 指定設備導入事業 生産設備

採択金額合計：44.5億円

	申請件数	採択件数	採択率	平均省エネ率(%)	平均省エネ量(kl)	平均経費当たり省エネ量(kl/千万円)
工作機械	328件	92件	28.0%	56.9%	17.6kl	2.9kl/千万円
プラスチック加工機械	149件	49件	32.9%	56.4%	30.3kl	11.3kl/千万円
プレス機械	63件	18件	28.6%	66.0%	10.9kl	1.3kl/千万円
印刷機械	79件	24件	30.4%	52.1%	27.4kl	3.4kl/千万円
ダイカストマシン	9件	4件	44.4%	32.0%	8.9kl	2.5kl/千万円
合計	628件	187件	29.8%	56.5%	21.4kl	5.0kl/千万円

※ 省エネ率、省エネ量、経費当たり省エネ量の平均値は、採択事業における各申請の合計値を採択件数で割った値

※ 複数設備導入の場合、申請件数は設備区分ごとにカウントしている

採択率が総じて低い



省エネエネルギー投資の事例



事例 1 食品製造業 <概要>

項目	内容
業態	加工食品[海産物]
場所	大分県
対象設備	冷凍機
ファイナンス	自己資金
補助事業	令和2年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金[工場・事業場単位]



事例 1 食品製造業

<省エネ効果/費用対効果>

	導入前	導入後	削減量(料)	削減率
■設備投資額			1億8,100万円	
■補助額			2,660万円	
■エネルギー消費量(年)	634kl	557kl	77.5kl	12.2%
■ランニングコスト(年)	4,400万円	3,550万円	850万円	—
■投資回収年数 (補助事業なし)			21年	
■投資回収年数 (補助事業あり)			18年	



事例 2 鉄鋼業 <概要>

項目	内容
業態	引抜鋼管製造業
場所	大分県
対象設備	①ローラーハース式鋼管連続大気焼鈍炉 ②コンプレッサー
ファイナンス	自己資金
補助事業	先進的省エネルギー投資促進支援 事業費補助金[パターンB+C]



事例 2 鉄鋼業 <省エネ効果/費用対効果>

	導入前	導入後	削減量(料)	削減率
■設備投資額		1 億5,989万円		
■補助額		7,170万円		
■エネルギー消費量(年)	896kl	772kl	124kl	13.8%
■ランニングコスト(年)	5,500万円	4,700万円	800万円	—
■投資回収年数 (補助事業なし)		20年		
■投資回収年数 (補助事業あり)		11年		



省エネルギー計算について

省エネルギー計算の留意点を説明します。



省エネルギー計算（II.設備単位）

計算方法は「2パターン」から選択できる。「指定計算」は楽だが、空調など負荷変動が大きな設備は「独自計算」が無難

＜計算方法の種類とその概要＞

計算方法	概要
指定計算	<p>補助事業ポータル内の自動計算機能を利用して計算する方法。 SIIが指定する計算式とSIIが指定する標準的な数値テーブル(負荷率等)を用い、事業所の住所や設備の設置年・稼働時間、製品カタログ等の値を入力することで、省エネルギー量計算ができます。</p>
独自計算	<p>事業者が計算式や使用する数値を独自に設定して省エネルギー量を計算する方法。 事業者が自らこの方法を選択する場合のほか、導入する設備区分により、指定計算が使用できない場合は独自計算を使用する必要があります。</p> <p>本事業では、一部の設備区分については計算をサポートする為のEXCELフォーマット「SII独自計算フォーマット」を提供いたします。必要に応じて活用してください。 この場合、指定計算と同様、カタログ等から把握できる「仕様・能力」、及び任意で設定可能な負荷率、稼働時間等から省エネルギー量を計算します。</p> <p>※計算手順、及び用いた値の根拠を示す証憑の提出が必要。 ※別冊「設備別 省エネルギー量計算の手引き」に記載している計算式の考え方を参考として用いても良い。</p>



省エネルギー計算の留意点 (II. 設備単位)

導入後計測を行うため、省エネルギー計算の精度が求められる。負荷の変動が大きな設備にて「指定計算」を行う場合は一定の判断が必要。

【指定計算】

計算を簡単に行うことができるが、**計算のブレが大きい**。削減量が多く出る傾向にある。特に空調など負荷変動があるもの。

【独自計算】

完全な独自計算。計算方法や必要な情報を自身で収集し、計算様式を作成する必要がある。上級者向け。

省エネルギー計算の留意点 (II. 設備単位)

(公募要綱より抜粋)

本補助金は、成果報告時に申請時点の計画省エネルギー量が達成できなかつた場合、補助金の返還を求める場合があります。

「指定計算」を用いた場合でも、計算結果は申請事業者に責任をもつていただこととなります。そのため、実現性の高い省エネルギー量で申請するために、算出された省エネルギー量の達成に不安要素（未達成になる可能性）がある場合は、省エネルギー量（原油換算）の算出後に、設備別に計算裕度を任意に設定してください。

なお、「指定計算」で計算された省エネルギー量の達成が裕度を考慮しても困難と判断される場合は、「独自計算」で申請を行ってください。

※計算裕度とは、運用実態や計算誤差を考慮して加味された安全率です。

システムで自動計算できるが、結果責任は負わないといけない。自動計算による省エネ量の妥当性判断を行う能力が必要となる。

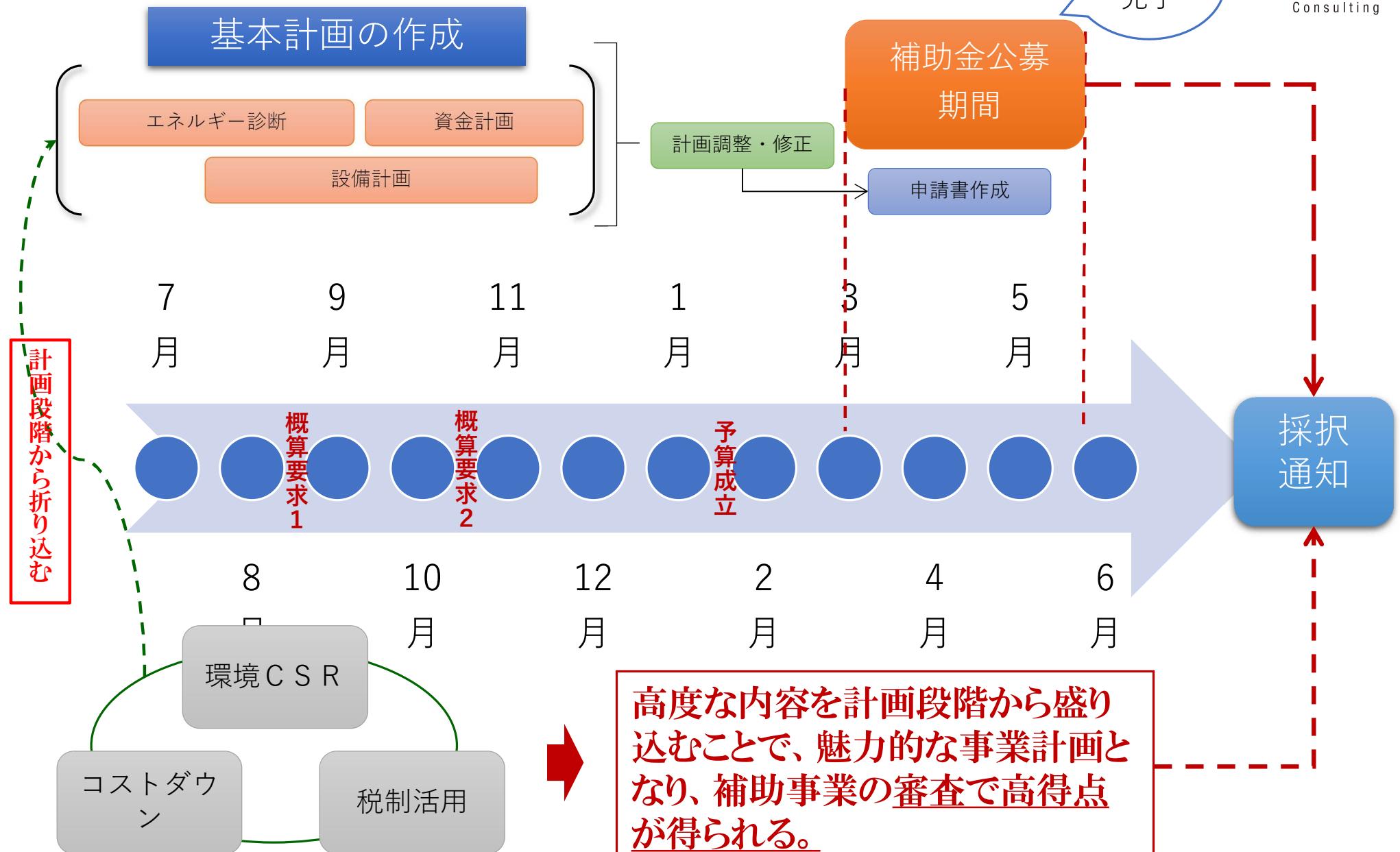


補助金活用のための 準備はできていますか？

補助事業で採択されるためにはコツがあります！意外と知られていませんが、事前準備が勝敗を大きく左右します。



これからの申請スケジュール

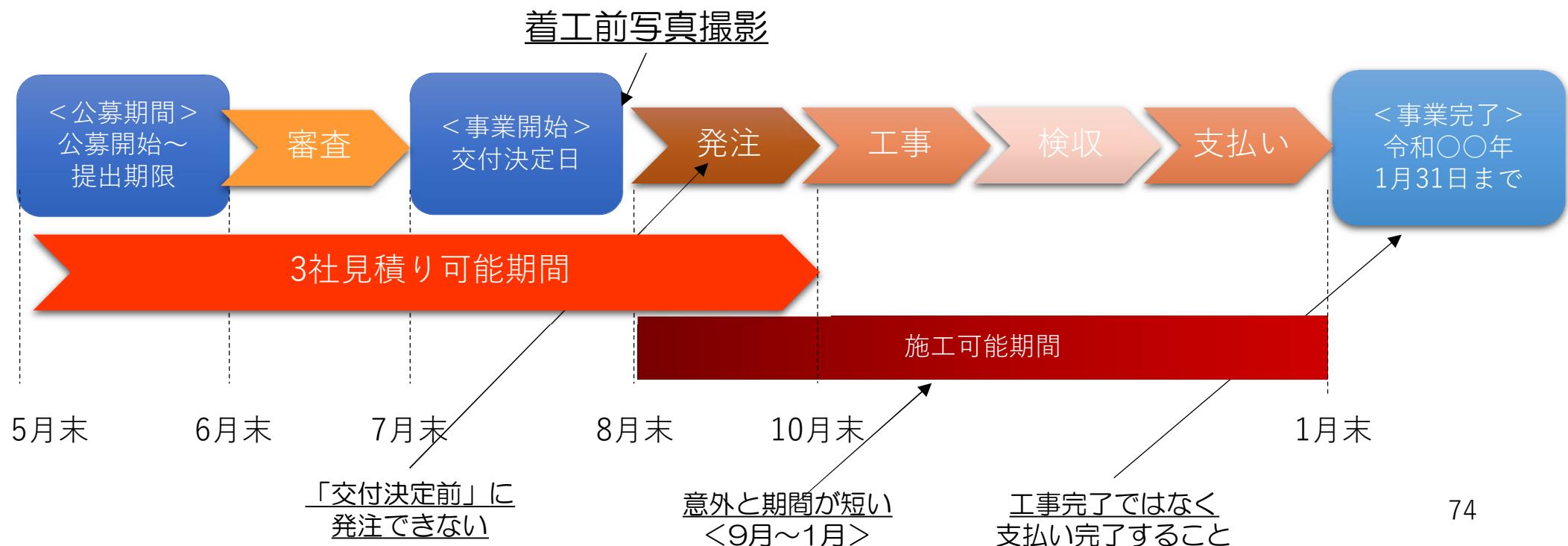


事業計画とスケジュール

～交付決定から事業完了まで～

<事業期間>

交付決定前に契約や発注をすると、補助金の不正受給になるので注意。「事業完了」は支払いの完了を示す。





自社の基本情報を正確に把握する

■補助金の情報や更新設備の検討をする前に、自社の基本条件を正確に把握することが極めて重要です。この確認で補助事業を活用できるかのおおよその判断ができます。

<チェック項目の例>

- 建築物の分類 ■業種 ■企業の規模 ■工事内容 ■実施体制

- 資金計画 ■図面の有無（現状・既設の図面） ■工事スケジュール

◆チェックの際の留意点◆

「業種」や「企業の規模」（中小企業か大企業か）は業種分類や現在事項全部証明書などを参照して正確に判断する。図面の有無は、実際に図面を確認し、竣工図であることを見極める。



設備投資計画を作成する

補助事業等の活用の検討以前に、設備投資計画を作成し、吟味することが重要。これなくして補助事業活用の検討は無意味！

- ・エネルギーを多く消費している設備を洗い出す。
- ・そのうち更新時期に差し掛かっている機器を特定する。
- ・技術的な課題を抽出する。
- ・概算で事業予算を見積もる。
- ・省エネルギー(コスト削減)効果を明らかにする。
- ・投資回収年数、キャッシュフローを確認する。
- ・工期の目安を確認する。
- ・その他考慮すべき事項がないか検討する。



事業予算を確保する

設備投資を行うにはキャッシュ(現金)が必要です。必要な事業費を社内で確保することが重要。

- ・自社の直近の決算状況から考えて、設備投資が可能な状態か確認する。
- ・利益は出ているか？
- ・キャッシュフローはプラスか？
- ・生産設備など、優先度の高い設備投資が計画されていないか確認する。



ファイナンスを検討する

自社の財務状況の応じて、資金調達の方法を検討する。資金調達の方法によって、資産管理、法人税などに影響があるので会計部門との調整が必要

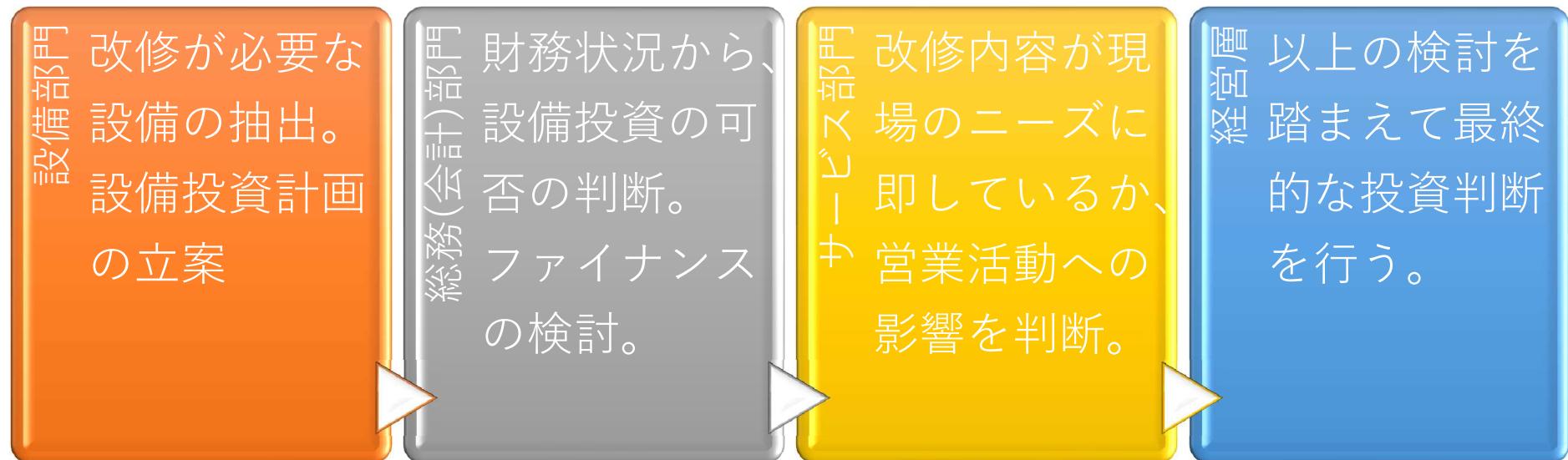
- ① 100%自己資金で投資を行う
- ②銀行から借り入れを行う
- ③リースを活用する
- ④割賦を活用する
- ⑤ESCO事業を活用する

③④⑤で補助事業を活用する場合はリース会社などの共同申請になるので注意が必要。



社内のキーマンを押さえる

設備担当者の思いだけでは設備投資は実現できません。総務（会計）、サービス（現場）等、各部門のキーマンの協力を取り付けることが重要。



このような段階を経て、制度利用（補助事業等）の検討が可能になる。

関係者間の業務分担の明確化

申請では複数の事業者が共同して作業を行う必要がある。
それぞれの役割を明確にして作業を進めないとうまく進
捗しない。

以下項目について作業開始前に決定する。

- 自社が行う作業について
(エネルギーデータ、決算書、登記簿の提出など)
- 販売会社が行う作業について
(参考見積の提出、顧客提出資料の回収など)
- 工事会社が行う作業について
(現地調査、更新前後図面作成、エネルギー計算など)
- その他関係者が行う作業について



チームを編成する

メンバーの候補（例）

- ・ゼネコン（新築の場合）
- ・専門工事会社（空調・照明・熱源関連・受変電設備などを工事する企業）
- ・設計士（新築の場合）
- ・エネルギーの専門家
- ・補助事業申請業務を行う者

特に重要

（原則社内担当者で対応、業務負担が多い場合はコンサルタントなどを活用する）

補助事業工事の実績が豊富で、組織的対応力のあるパートナーを見つけることが重要。

各専門家のチームワークが大変重要です。チーム編成と目標の共有化には時間がかかります。少なくとも補助事業申請の6ヶ月前には編成を行うことが理想的です。



補助金を活用した設備投資の ポイント

補助事業を活用した設備投資を効率的に行うためには、
以下のようなことに留意する必要がある。

- ①活用する補助事業を絞る
- ②対象設備を絞る

活用する補助事業及び対象設備を絞ることで、事業計画を簡素化し効率的に準備を行うことができる。効率的に準備を行うことで、申請書の精度があがり、補助金採択の可能性が高まる。

①活用する補助事業を絞る



EARTH TONE
Consulting

補助事業の種類は数多くあり、すべての事業情報を把握して準備をすることは不可能。民間企業の設備投資に有効活用できる補助事業は限られており、それらにターゲットを絞って計画すると効率的である。

ターゲットとする省庁を絞り、その中からさらに有望な補助事業を抽出する。

- 経済産業省

数十の事業がある→**数件**に絞る

- 国土交通省

数件の事業しかない→**1～2件**に絞る

汎用性が高く、事業予算が多い補助事業1件に絞るのが理想的。難しければ数件の事業を活用するが、3事業以内に数を絞ることが無難。

②対象設備を絞る



EARTH TONE
Consulting

省エネルギー機器の種類は様々あるが、空調や照明など、どの業種・業態においても不可欠な設備に絞ることが重要。

申請する設備を絞り、提案内容及び申請内容の簡素化を行う。以下のような設備が候補として挙げられる。

- 空調（パッケージ、セントラル、ルーム等/GHP、EHP、吸収式等）
- 照明（LED、蛍光灯、メタルハライド等）
- 給湯（GHP、EHP、貫流ボイラーなど）

汎用性が高い一般的な設備に対象を絞ることが理想的。以上のような設備は建物全体に占めるエネルギー量が多く、省エネ効果が大きい。補助事業で採択される可能性が高いといえる。



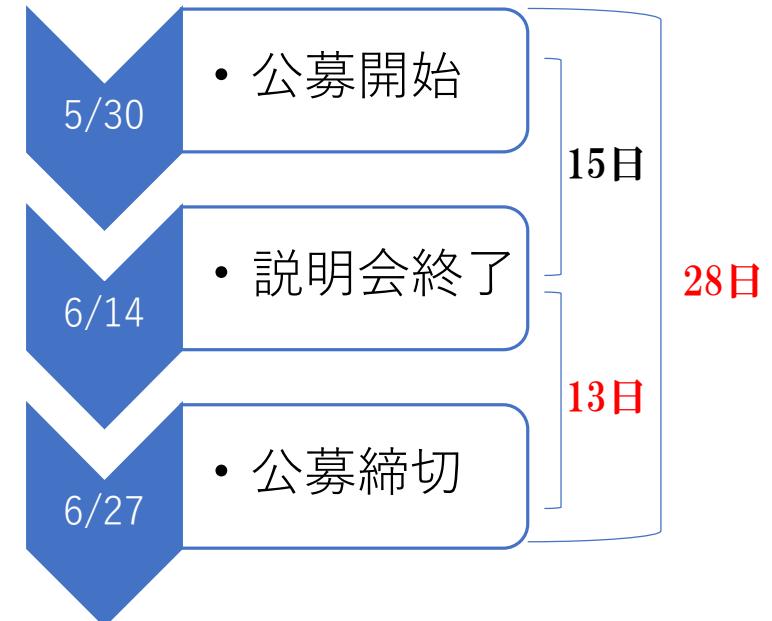
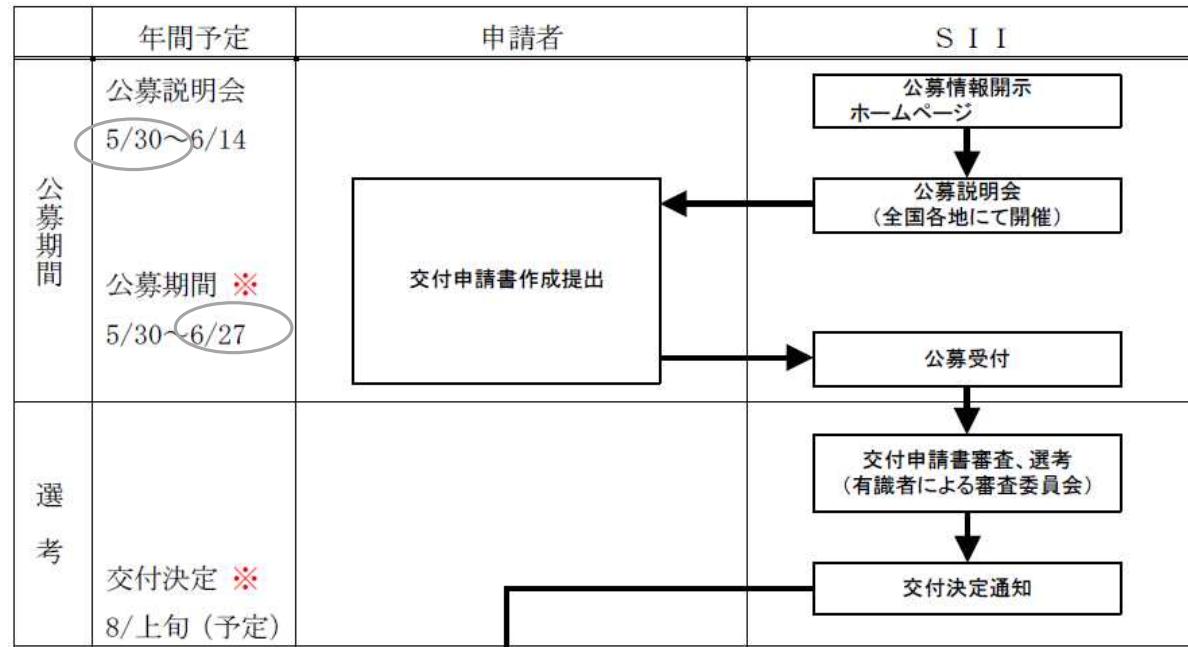
やってはいけない3力条

補助事業の採択後には入札があるということを前提として、施工会社にサポート依頼出来ることと、出来ないことを明確にする。

- 補助事業採択前に契約(工事)しない！
 - 竣工図を信用して更新機種を選定しない！
 - 安易に省エネルギー計算を頼まない！
 - ・業種・業態でエネルギー構成が異なることを理解しているか？
 - ・空調、給湯、冷設ポンプなど動力系の計算は専門家の助言が必要。
- (メーカーの提案書[計算書]は使えないことが多い。⇒あくまで営業提案の資料であり、実際に実現できる省エネ量を計算したものではない)



スケジュールを確認する



公募開始～公募締切まで 28 日！ 説明会～公募締切まで 13 日！
公募が開始されてから申請準備をしても絶対に間に合いません！
○前年度の募集要項を参考に、数か月前から事前準備をしなければなりません！
○事前準備の善し悪しで勝敗が決まります！



ご清聴誠にありがとうございました。
皆様の省エネルギー事業の成功を心より
お祈り申し上げます。

講演内容へのお問い合わせ先：株式会社アーストーンコンサルティング
担当：鍼田（くわた）

Tel: 092-292-1701 e-mail:t_kuwata@earth-tone.jp